

《意見陳述書》7月26日第10回口頭弁論

国民の意思を無視した「社会通念」に 逃げこんではならない

原告訴訟代理人
弁護士 徳田靖之



私は、今回提出した原告らの準備書面（4）の内、破局的火砕流に関する部分について、その要旨を申し述べることにします。

1 破局的火砕流による原発の危険性に関する2つの司法判断の存在について

（1）ご承知のとおり、広島高裁は、昨年12月13日に、過去における国内最大規模の噴火である阿蘇4噴火と同規模の噴火が起きた場合に、阿蘇から130kmの距離にある、本件原発に火砕流が到達する可能性が十分小さいとはいえないとして、その操業の差し止めを命じました。

（2）一方で、同じ阿蘇から、より近い距離にある川内原発に関して、福岡高裁宮崎支部決定は、破局的噴火は、日本全体で見ても約1万年に1回程度と極めて低頻度であることを主たる理由として、この程度の危険性については、無視しうるものとして容認するというのが社会通念であるとして、住民らの請

求を斥けました。

（3）この相反する2つの司法判断をどう評価すべきかということを論じたのが今回の準備書面です。

同書面では、同じ阿蘇山の噴火による影響を論じるにあたって、2つの司法判断が、どの点について、判断が共通し、どの程度相反するのかを具体的に比較しながら論述しています。

2 火山ガイドの信用性について

（1）両決定は、火山ガイドが、大規模噴火を予知可能だとしている点について、非科学的であるとしている点で一致しています。

（2）相反しているのは、広島高裁決定が、それでも火山ガイドは審査基準足りうるとしているのに対し、福岡高裁宮崎支部決定の方は、火山ガイドの審査基準としての妥当性を全

面的に否定しているということです。

しかしながら、私たちは、この点に関する福岡高裁宮崎支部の決定は、次の2つの点において決定的な過ちを犯していると考えます。

その第1は、いわゆる伊方原発行政訴訟に関する最高裁判決に違反するという事です。

同判決は、具体的審査基準が不合理であれば、設置変更許可処分は違法となることを明示しています。

そもそも、本件原発は、火山ガイドという審査基準に基づいて適合と審査がなされたはずなのですから、その審査基準が非科学的であるのであれば、こうした審査基準に基づいてなされた本件原発の適合性判断そのものを無効とすべきことは、論理的帰結であると言うべきであり、そうした判断をすることを回避して、社会通念なる独自の判断基準を持ち出して、本件原発の破局的火砕流からの安全性を容認するというのは全くの誤りです。

第2に、火山ガイドには、「調査結果から噴火の規模を推定できない場合には、検討対象火山の過去最大の噴火規模とする」との規定があることを無視しているということです。

同決定が指摘するとおり、破局的噴火を事前に予知することが不可能であるというのであれば、次に検討すべきは、火山ガイドにおける「過去最大の噴火規模」を想定して、その安全性を検討するということが必要になるはずですが。

ところが、同決定は、こうした火山ガイドの審査基準を社会通念を理由に、全く無視してしまっているのです。

3 「社会通念」は正しいのか

それでは、同決定のいう破局的火砕流についての社会通念なるものは、果たして正しいのでしょうか。

同決定は、破局的噴火は、日本全体としても1万年に1回であり、阿蘇4噴火については、約9万年前であることを稀であるとして、社会通念がこれを容認すると判断しています。

しかしながら、このような判断は、全く科学的根拠のない独断としか言いようがありません。

第1に、2014年に東京電力の姉川尚史常務（当時）が述べた見解を指摘したいと思います。

同常務は、原子力のエンジニアにとって、放射能が大量に放

出されてしまうような炉心溶融事故は、100万年に1回以下の発生頻度となるような対策をとるべきであることは、常識となっていると述べています。いいですか、100万年に1回と述べているのです。

この発言と対比したとき、9万年前であるということを理由にする福岡高裁宮崎支部の決定が如何に専門家の常識とかけ離れたものであるのかは、一目瞭然です。

第2に指摘しておきたいのは、活断層に関する立地審査基準です。

原子力規制委員会が制定した新規制基準では、将来活動する可能性のある活断層は、約12～13万年前の活動が否定できないものを対象とすることとし、必要に応じて40万年前以降まで遡って活動性を評価することを求めているということです。

第3は東電福島原発事故に関する政府事故調の指摘です。

ここでは、甚大な被害をもたらす事故・災害に関しては、発生確率にかかわらず、しかるべき安全・防災対策を立てておくべきであると述べられています。

こうした事故調の求める「謙虚さ」と対比したとき、同決定の発生頻度を理由とする判断は、まさに非科学的な不遜さそのものと批判するしかありません。

こうした判断を社会通念を理由として正当化することは絶対に許されてはならないと私は思います。

4 終わりに

日本は、古来、様々な自然災害に見舞われてきました。先日の西日本豪雨被害、しかりであります。誰がこれ程の被害の発生を予測できたであらうでしょうか。

私たちは、自然界の脅威に対して謙虚でなければなりません。そうすることではじめて、かけがえのない故郷を、かけがえのない次の世代を守ることができるのだと思います。

広島高裁決定は、まさに、こうした考え方を明らかにしたものであって、高く評価されるべきものであり、大分地裁の裁判官の皆さんにその価値を正當に評価していただきたいと願います。

以上

秀逸！大分合同新聞のコラム《9月29日》

東西南北

2018.9.29

「疑わしきは罰せず」とよく言われる。刑事裁判の大原則である。なぜならもし無実であれば、その人権侵害は回復不能となるからだ▼「推定無罪」とも表現される。犯罪事実の証明がない限り、裁判は被告人に有利とされなければならない。だが、こちらは事件ではない民事裁判だ。どちらが回復不能なのか▼大分県の対岸にある四国電力「伊方原発」（愛媛県伊方町）をめぐる裁判である。広島高裁（25日）と大分地裁（28日）で、それぞれ運転再開の可否が争われ、ともに再開が認められた▼主な争点は地震とともに阿蘇の巨大噴火リスクである。広島高裁では過去の阿蘇火砕流が、現地まで到達した可能性は認められ、「そんな噴火はめったに起きない」と考えて許容するのが「社会通念」と断じた▼それゆえに「疑わしいが、罰せず」とでも考えたのだろうか。犯罪を追及するのは災害の可能性を考えるのは別である。起きれば回復不能の事態を引き起こす▼大分地裁も原発運用期間中のリスクを「差し迫っている」とは言えない」とした。それでも想定外の東日本大震災と福島原発の現実を私たちは見ている。安全神話の社会通念が信用できないことも▼裁判官から見ると、何ともやっかいな案件だろう。いつ起きるかわからないか。神様でもないし、分かるわけない。だから「社会通念」なのか▼自然を侮ってはいけない。ましてや裁くことはできない。



◇新聞の購読・配達お申し込み ☎0120-510-374（平日9～18時） ◇紙面へのご意見・お問い合わせ ☎097-538-9640（平日9時半～16時半）